

新市場制度概要試案

平成20年7月29日
株式会社東京証券取引所
ロンドン証券取引所

1. 新市場の目的

日本及びアジアの成長企業の現在の資金調達状況などから見ると、資金調達サイドと資金供給サイドの間には、以下のように、既存の日本又はアジアの市場では満たせていない大きなファンディングギャップが存在すると考えています。

日本企業：確固たるビジネスモデルを有し、その実現のために必要なリスク資本に対して旺盛な需要を持つものの、既存市場からの資金調達、上場にはハードルを感じる企業が存在。他方、既存市場は、中長期的な観点からの企業価値評価に基づく投資が行われる市場とは必ずしもなっておらず、IPOができて、その後企業の成長段階に合わせた2次、3次の資金調達が十分に行えていない。

アジア企業：経済発展の著しいアジア地域において、リスク資本に対する旺盛な需要を有する企業が多数存在。その中には事業上（消費者、取引先、技術提供元など）または資金提供元として、日本との関係を有する企業も多く、また日本の投資家、資金の潜在力への期待も大きい。アジアの他の証券取引市場もこうした企業のニーズを十分に満たしきれていない。

東証及びLSEは、新市場を創設することによって、上記のファンディングギャップを埋めることが可能であり、そこには、市場運営者のみならず、株式発行体たる企業、投資家、証券会社、法律専門家、会計専門家など、関係者全てに大きなビジネスチャンスがあると考えています。この新市場創設プロジェクトの成功は、そうした関係者の利益と、日本及びアジアの更なる経済発展に資するものと認識しています。

2. 新取引所の創設

両取引所は新たに合弁会社を日本に設立し、今般の金融商品取引法の改正で導入された新たな法的枠組みであるプロ向け市場制度に基づき、新市場を創設・運営することを計画しています。新市場の制度は、英国AIM市場の制度的枠組み及びNomad制度を基に、日本及びアジア市場の実状にも合わせて、構築することとしており、両取引所は、この市場を通じて日本企業及びアジア企業、そして世界の投資家を惹きつけることができると確信しています。

東証は、日本やアジア地域における市場運営の経験及び知見を、LSE は世界で最も成功した成長企業市場の AIM の市場運営で得られた経験及び知見を新市場に提供します。

3. 法的枠組み

(a) 新たな法的枠組み整備の背景と経緯

- ・ 現行法下、株式市場に関する法的枠組みは、適格機関投資家のみの中で株式が流通する枠組み（プロ私募：米国 144A 市場に類似）を除けば、投資家による区別はなく、全て一般投資家の直接参加が可能です。そのため、いわゆる新興市場（東証マザーズなど）を含む日本の全ての取引所市場においては、一般投資家保護の強い要請を踏まえた規制体系となっており、その要請は近年さらに高まっています。（本年4月から、内部統制報告書、四半期開示が義務化。）
- ・ 諸外国では、プロ投資家を念頭に置いた自由度の高い市場が拡大しており、日本でも、プロ投資家を一般投資家と区別した市場を整備する必要性が強く認識され、昨年末には、金融審議会金融分科会第一部会においてプロ向け市場制度の整備が提言されました。
- ・ 金融庁は、この提言を受け、昨年末に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」の主要な項目として本件を取り上げました。これに基づく「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正金商法」という。）が、本年6月に成立、公布され、年内の施行が予定されています。

(b) 新たな法的枠組みの主な特徴

➤ 特定投資家に流通が限定される有価証券についての新たな開示制度（発行開示及び継続開示）を創設。

特定投資家の範囲：

- ✓ 適格機関投資家
- ✓ 上場会社 ✓ 資本金 5 億円以上の株式会社
- ✓ 上記以外の法人（※）
- ✓ 純資産額及び金融資産 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人（※）

（※証券会社への申出、承諾により特定投資家とみなされる）

- この新たな開示制度においては、開示書類の様式、言語、会計基準等は法定されず、市場開設者が定める。金融庁（財務局）への開示書類提出も不要。
- ただし、虚偽記載、インサイダー取引に対する規制、大量保有報告制度、TOB 制度等は、現行の上場有価証券に対するものと同様の規制・制度が適用される。

4. 資料

詳細は以下のとおりです。

- ・ J-Nomad 制度及び上場制度は別紙 1
- ・ 売買制度及び清算・決済制度は別紙 2
- ・ 取引参加者制度は別紙 3

5. 新取引所の営業開始時期等

平成 20 年 6 月 13 日に公布された改正金商法は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされており、遅くとも本年 12 月 12 日までに施行されることとなります。合弁新会社は法律施行後速やかに取引所免許の申請を行い、免許を得次第、営業を開始します。

本「新市場制度概要試案」につきまして、皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしております。ご意見は本年 8 月 29 日までに頂戴できればと存じます。

以 上

《ご意見の宛て先》

<http://www.tse.or.jp/rules/comment/index.html>

《お問合せ先》

株式会社東京証券取引所 上場部 新市場プロジェクト担当（荒井、山本）

03-3665-1056、03-3665-1747

新市場における J-Nomad 制度及び上場制度について

1 . J-Nomad 制度

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(1) J-Nomad の主な役割</p> <p>a 新規上場申請者に対する役割</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新市場を運営する新取引所は、新規上場申請者及び上場会社が上場制度で定める責任を果たすための助言及び指導を行う者として J-Nomad (仮称 : 以下同じ。) を指定するものとします。 ・ J-Nomad は、 J-Nomad 制度で定める義務を履行するものとしませんが、 J-Nomad がより適切な措置があると判断する場合には、柔軟に例外を認めるものとします。 ・ J-Nomad は、以下に掲げる役割を果たさなければならないものとし、必要と認める場合に、担当する新規上場申請者又は担当する上場会社に対して改善を求めるものとします。 ・ なお、 J-Nomad は担当する新規上場申請者及び上場会社から独立し、利害の対立がないことが必要です。 ・ J-Nomad は、担当する新規上場申請者に対して、以下に掲げる役割を果たさなければならないものとします。 <p>(a) 新規上場申請者及び新規上場申請に係る有価証券について、新取引所が定める新規上場要件に照らし、当該有価証券が新市場に上場することが適当であるか否かについて評価すること</p> <p>(b) 新規上場申請者の上場申請書類の準備について支援すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新取引所は、新市場の創設の意義、コンセプト、発展の方向性について十分な理解を有し、責任を持って新市場の運営を支える意欲と能力のある会社を J-Nomad として指定するものとします。 ・ J-Nomad がこの役割を果たすために、新規上場申請者及び上場会社は、 J-Nomad に対して必要な情報を報告、相談する義務を負うものとします。 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--------------|--|--|
| b 上場会社に対する役割 | <p>(c) 新規上場申請に係る有価証券を新市場に上場することが適当であると評価した場合、「上場適格性の評価に係る宣誓書(仮称)」を新取引所に提出すること</p> <p>・ J-Nomad は、担当する上場会社(以下「担当上場会社」という。)に対して、以下に掲げる役割を果たさなければならないものとします。</p> <p>(a) 担当上場会社が上場継続要件及び上場後の義務を満たし上場適格性を維持するようにすること</p> <p>(b) 担当上場会社に対する連絡責任者を選任すること</p> <p>(c) 担当上場会社が会社情報の開示を行う場合に、あらかじめ当該開示に係る内容が投資者の視点に立った正確な会社情報であることを確認及び助言すること</p> | <p>・ 担当上場会社の経営体制等に大幅な変更があった場合(合併、企業再編、役員的大幅な変更等)、上場継続要件を評価することが J-Nomad に対して求められます。</p> <p>・ 新取引所と担当上場会社の間連絡・意思疎通は、J-Nomad を通じて行うものとします。</p> <p>・ 新取引所が上場会社の会社情報に必要と認めた場合、当該上場会社を担当上場会社とする J-Nomad に対して照会を行うものとし、当該 J-Nomad は直ちに照会事項について正確に報告するものとします。</p> <p>・ 上場会社・J-Nomad の間の情報授受、又は上場会社・J-Nomad から新取引所に対しての情報提供については、秘匿事項なく全ての情報が授受又は提</p> |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(2) J-Nomad の資格</p> <p>a 資格申請</p> <p>b 資格取得の審査</p> | <p>(d) 担当上場会社のコーポレート・アクション等について新取引所が求める書類を、新取引所に提出すること</p> <p>(e) 担当上場会社が発行する上場有価証券について「売買を円滑にする取引参加者」を確保するとともに、担当上場会社に係るアナリストレポートが発行されるよう努力すること</p> <p>・ J-Nomad の資格を取得しようとするものは、新取引所に申請を行わなければならないものとします。</p> <p>・ J-Nomad の資格取得の審査は、以下に掲げる事項について新取引所が行うものとします。</p> | <p>供できるよう相互の契約関係等を整えなければならないものとします。</p> <p>・「売買を円滑にする取引参加者」の権利及び義務の内容については、今後検討します。</p> <p>・重要なコーポレート・アクション(増資等)の実施時又は定期的なタイミング等において、アナリストレポートが発行されることが強く望まれます。</p> <p>・アナリストレポートが発行されるような努力とは、担当上場会社のアナリスト説明会等の促進、サポート等のほか、リサーチ会社等にレポートの作成を促す努力が考えられます。</p> <p>・ J-Nomad は金融商品取引業者であることを資格要件とはしませんが、J-Nomad として必要な経験と専門性を有していることが必要です。</p> |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----|---|---|
| | <p>(a) 最近 2 年間に於いてコーポレート・ファイナンスに関する事業実績がある法人であること</p> <p>(b) 新取引所から認定を受けている複数の常勤の幹部社員 (J-Qualified Executive : J-QE (仮称 : 以下同じ。)) がいること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ J-QE の資格は個人に付与されます。 ・ J-Nomad は担当上場会社を担当する J-QE を特定するものとし、 J-QE 1 人が担当する担当上場会社の数が適切なものとなるようにしなければならないものとします。 ・ J-QE としては、 IPO 案件のプロセス全体を統括し、その中で発行会社の経営陣にハイレベルのアドバイスを行った経験を有する者で、新取引所の運営の趣旨を十分理解し、新取引所の発展に貢献できると新取引所が認めた者、といった要件を考えていますが、さらに具体的な要件、認定の手続き等について今後検討するものとします。 ・ なお、英国 AIM では、 Nomad の常勤社員、 過去 3 年間にコーポレート・ファイナンスに関連する業務を担当、 当該 3 年間に於いて、一定規模のファイナンス案件 3 件以上について主たる役割を担ったことがあ |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>c 資格要件の維持</p> <p>d 資格取消</p> <p>(3) J-Nomad に関する料金</p> | <p>(c) J-Nomad の義務を遵守できる十分な機能と管理体制を有していること</p> <p>(d) 新取引所とともに新市場を運営するパートナーとして、市場の発展に貢献する意欲と能力を有していること</p> <p>・ J-Nomad は、上記に掲げた資格要件を常に維持しなければならないものとします。</p> <p>・ 新取引所は、J-Nomad が資格要件を満たさなくなった場合、又は、適格でないと判断した場合、J-Nomad の資格取消を行うことができるものとします。</p> <p>・ J-Nomad は、新取引所に対して、新規登録料及び継続登録料を支払うものとします。</p> | <p>ること、といった要件を QE に求めています。</p> <p>・ 新取引所は、必要に応じて J-Nomad に対してヒアリングを実施し、必要書類の提出を求めることができるものとします。</p> <p>・ 例えば、適切な J-QE の数を確保できない場合、「上場適格性の評価に係る宣誓書（仮称）」に反する重大な事項が認められた場合が想定されます。</p> <p>・ 新取引所は、資格取消のほか J-Nomad に対して、勧告等必要な措置を実施することができるものとします。</p> |

2. 上場制度

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------------------|--|---|
| (1) 新規上場 a 新規上場要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市場における新規上場要件は次のとおりとします。 <li style="padding-left: 20px;">(a) 自社を担当する J-Nomad を確保していること <li style="padding-left: 20px;">(b) 新規上場申請書類に虚偽の記載がないこと <li style="padding-left: 20px;">(c) 直前年度の財務書類について、公認会計士等による監査証明が添付されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・新取引所の上場制度においては株主数、流通株式、上場時価総額、事業継続年数、純資産の額、利益の額等に係る要件は定めないものとします。また、事業の成長性についての要件も定めないものとします。これらの要素については、J-Nomad が投資家ニーズに適うかどうか等の観点から評価することになります。 ・新規上場申請書類は、有価証券報告書に準じたものとし、上場承認時に公表するものとします。 ・新規上場申請書類の言語については、後述する(3)cの開示言語と同様とします。 ・監査証明の内容としては、「無限定適正意見」またはこれに準じるものを求めることとします。 ・監査証明が付された財務書類が直前年度のものだけでなく、前年度、前々年度のものも提出可能な場合には、 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----|---|--|
| | <p>(d) 新規上場申請に係る有価証券につき譲渡制限が付与されていないこと</p> <p>(e) 株式事務代行機関を設置すること、又は、上場の時までに設置する見込みがあること</p> <p>(f) 指定保管振替機関における取扱いに係る同意又は上場の時までに同意する見込みがあること</p> <p>(g) 新規上場申請書類については、J-Nomad の協力の下に作成すること、また、法律専門家の検証を受けること</p> <p>(h) 流通市場の機能及び株主の権利を尊重すること</p> <p>(i) 事業を公正かつ忠実に遂行していること</p> <p>(j) コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること</p> | <p>最大過去 3 期分の提出を求めるとします。</p> <p>・ 検証を行う法律専門家及び財務書類の監査を行う公認会計士等については、新規上場申請会社が適切な選定を行うよう、J-Nomad は最大限努力しなければならないものとします。</p> <p>・ コーポレート・ガバナンスの評価については、上場会社になることを念頭に置いた、新規上場申請者の取締役（社外取締役を含む）の適切性、</p> |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--------|--|---|
| b 上場申請 | <p>(k) 適切な会計基準を採用すること</p> <p>(l) 適時開示を適切に行うことができる状況にあること</p> <p>(m) その他新取引所が都度定める事項に適合すること</p> <p>・新市場への有価証券の上場は、発行者からの申請により行うものとします。</p> <p>・新規上場申請者は、上場予定日の<u>10営業日前(仮)</u>までに新取引所に上場申請を行うものとします。</p> <p>・新規上場申請者は、新規上場申請書類を、J-Nomad の「上場適格性の評価に係る宣誓書(仮称)」とともに、上場予定日の<u>3営業日前(仮)</u>までに新取引所に提出しなければならないも</p> | <p>取締役会機能の有効性及び上級役職員の適切性を J-Nomad は確認するものとします。</p> <p>・適切な会計基準とは、以下のいずれかの基準とします。</p> <p>* 日本基準</p> <p>* 国際会計基準</p> <p>* 米国基準</p> <p>* 上記3基準と同等であることを、J-Nomad と公認会計士等が、合意の上適切に判断した基準(この場合には、上記3基準のいずれかとの差異を開示(いわゆる調整開示)するものとします。)</p> <p>・上場申請は、J-Nomad を通じて行うものとします。</p> <p>・左記の(仮)としている期限は、英国 AIM のルールであり、新市場における期限等は、これを参考に、関係者の実務の対応可能性を踏まえ、今後決定します。</p> |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>c 上場承認</p> <p>(2) 上場継続要件</p> <p>a J-Nomad との担当関係の維持</p> <p>b 事業を継続的に行える状況にあること</p> | <p>のとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新取引所は、新規上場申請書類に不備がないことを確認するとともに、上場適格性についての J-Nomad の評価及び宣誓を踏まえ、上場承認を行うものとします。 ・ただし、新取引所は、申請に係る有価証券の上場が、新市場の信頼を毀損し、円滑な市場運営に支障が生じる可能性があると認識した場合、上場承認を行わないものとします。 ・上場会社は、J-Nomad との担当関係を維持しなければならないものとします。 ・J-Nomad との担当関係が維持できなくなった場合、1ヶ月以内に新たな J-Nomad を確保しなければならないものとします。 ・上場会社は、事業を継続的に行える状況でなければならないものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・なお、J-Nomad は、新取引所に対して、期限よりも前に、新規上場申請者にかかる相談・照会を行うことができます。 ・新取引所は、上場承認後速やかに、承認を行った旨を公表するものとします。 ・上場会社が外国法人である場合、既存市場で求めている代理人の設置は求めません。 ・新たな J-Nomad の確保が行えなかった場合、当該上場会社が発行する有価証券は上場廃止となります。 ・事業を継続的に行える状況でない場合は、例えば、破産手続、再生手続又は更正手続を必要とするに至った場合、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合などが想定されます。 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>(3) 上場後の義務</p> <p>a 適時開示</p> <p>b 決算情報等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行わなければならないものとします。 ・ 新市場における、上場会社の決定事実及び発生事実に係る適時開示基準は、東証既存市場における基準と同様とします(非上場親会社等の情報開示に係る基準を除く。) ・ 上場会社は、適切な会計基準により作成した決算情報の開示を年に2回以上行わなければならないものとします。 ・ このうち年次の決算情報については、有価証券報告書に準じた書式により開示することとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の会社情報の適時開示は、T D n e t を利用して行うものとし、開示資料の新取引所への送信はJ-Nomadを通じて行うものとします。 ・ 上場会社の業績予想について新取引所は開示の要請は行わないものとします。 ・ 有価証券報告書に準じた書式による年次の決算情報の開示の際には、監査証明を付するものとします。 ・ 中間時の決算情報の開示の際には公認会計士等の監査若しくはこれに準じたものを受けた証明を付するものとします。 ・ 年次、中間時いずれの場合においても監査証明等を付した開示の前に、決算情報の内容が定まった場合には、直ちに適時開示を行うものとします。 ・ 有価証券報告書に準じた書式による開示を行う以前に、決算情報の開示を行っている場合は、その決算情報を当該書式に組み込むことができる |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------|---|---|
| c 開示言語 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、会社情報を開示する言語として、英語または日本語を選択するものとします。 | <p>ものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期開示の実施は任意とします。 ・ 新市場の上場会社には、金商法における内部統制報告書の作成義務はありません。 ・ 新規上場時に選択した言語は、株主総会での同意など適切な意思決定手続を経た場合にのみ、変更できるものとします。 ・ 上場会社及び J-Nomad は、内外投資家への情報提供充実の観点から、積極的に英 日、日 英の翻訳・開示を進めることが期待されます(任意)。 |
| d 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、株主向け送付書類、その他、上場会社がコーポレートアクションを実施した際、新取引所が求める書類を提出しなければならないものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新取引所への書類提出は、J-Nomad を通じて行うものとします。 |
| e 変更上場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、ファイナンス等を実施し、上場株式数を変更する場合、新取引所に対して変更上場申請を提出しなければならないものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更上場申請は、J-Nomad を通じて行うものとします。 |
| f その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、上記(1)a 新規上場要件(h),(i),(j)について、上場後も満たさなければならないものとします。 | |
| (4) 上場廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新取引所は、上場会社が上場継続要件を満たさなくなった場 | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------------------------------|--|--|
| <p>(5) 上場に関する料金</p> <p>(6) 実効性の確保</p> | <p>合又は公益又は投資者保護の観点から適当と認める場合、当該上場会社の発行する有価証券の上場を廃止します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、株主総会での同意など適切な意思決定手続を経て、その発行する上場有価証券の上場廃止を申請することができるものとします。 ・ 上場会社は、新取引所に対して、新規上場料、年間上場料の他、新株が発行された場合の追加料金を支払うものとします。 ・ 新取引所は、必要と認めた場合、上場会社に対して勧告等必要な措置を実施することができるものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の体系は、マザーズの現行体系を参考にします。 |

新市場における売買制度及び清算・決済制度について

概要

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--|---|--|
| 売買制度 1. 立会市場 (1) 立会日等 (2) 立会時間 (3) 売買の種類 (4) 売買締結の方法等 (5) 呼値の方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・立会日及び半休日は、東証立会市場における立会日及び半休日と同一とします。 ・立会時間は、東証次世代システム稼働までの間については、東証立会市場における立会時間と同一とします。 ・東証において次世代システムが稼働した後については、別途検討します。 ・売買の種類は、東証立会市場における売買の種類と同一とします。 ・売買締結の方法等については、東証立会市場と同一とします。 ・売買は原則として東証次世代システムを利用して行うこととします。 ・ただし、東証次世代システム稼働までの間については、 | <ul style="list-style-type: none"> ・半休日については、東証立会市場と同様、年末納会日は平成21年年末より、年始発会日は平成22年年初より、それぞれ終日立会とします。 ・注文受付時間についても東証立会市場と同一とします。 ・例えば、午後立会終了時間の延刻の可能性などについて検討します。 ・当日決済取引（同一取引参加者間に限りません。）普通取引及び発行日決済取引（内国株券に限りません。）とします。 ・個別競争売買とします。 ・次世代システムにおいては、新市場の取引所区分を設定します。 ・東証株式売買システムにおいては、新市場 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------|---|---|
| | <p>東証株式売買システムを利用して行うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼値の単位、呼値の制限値幅及び注文の種類については、原則として、内国株券については東証立会市場における内国株券と、外国株券については東証立会市場における外国株券と、それぞれ同様とします。 ・呼値の制限値幅の基準値段は、原則として、前日の最終値段とします。 | <p>用の新たな取引所区分及び市場区分を設けず、東証の市場区分(新市場内国株券については東証市場第二部、新市場外国株券については東証外国株)のなかに新市場銘柄を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己/委託区分及び空売り区分等についても、東証立会市場と同様に明示することとなります。 ・東証立会市場の内国株券と同様とします。なお、権利落日については、基準値段の調整を行います。 |
| (6) 売買単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・内国株券については、100株とします。 ・外国株券については、原則として100株とします。 | |
| (7) 約定値段等の公表等 | <ul style="list-style-type: none"> ・新取引所は、売買が成立したときは、新取引所が定めるところにより、その約定値段を公表します。 ・新市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、原則として新市場ウェブサイトを通じて行うものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄別の価格情報及び取引高については、東証相場報道システムを利用してリアルタイム配信を行います。 ・新市場における毎日の総取引高等については、東証相場報道システムを利用してのリアルタイム配信は行いません。 |
| (8) 売上の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市場における売上の停止に関する取扱いは、原則として東証立会市場と同様とします。 | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-------------------|---|--|
| (9) 売買を円滑にする取引参加者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ J-Nomad (仮称) が確保すべき担当上場銘柄の売買を円滑にする取引参加者の権利及び義務の内容については、今後検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システム上、「売買を円滑にする」ための注文は、通常の注文として発注していただきます。 |
| (10) 信用取引 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市場上場銘柄は、制度信用の対象としません。 | |
| 2. 立会外市場 | | |
| (1) 取引区分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証 T o S T N e T 市場における単一銘柄取引と同様の制度を設けます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証 T o S T N e T 市場におけるバスケット取引、終値取引、自己株式立会外取引と同様の制度は設けません。 ・ 新市場に上場する銘柄は、その立会市場と立会外市場の両方に上場することになります。 |
| (2) 取引時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前 8 時 2 0 分から午後 5 時までとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文受付時間も同様とします。 |
| (3) 売買の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通取引及び当日決済取引 (同一取引参加者間に限ります。) とします。 | |
| (4) 売買締結の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 買付申込みと売付申込みが合致した場合に約定することとします。 | |
| (5) 呼値の方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ F A X により行うこととします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証新派生売買システムは利用できま |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・呼値は直前の立会取引の最終値段から±7%の範囲内で行うこととします。 | <p>せん。</p> |
| <p>清算・決済制度</p> <p>1. 清算機関・決済機関における取扱い</p> <p>2. クリアリング機構における清算制度</p> <p>(1) 清算参加者制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新市場において成立した内国株及び外国株の売買の決済は、東証市場における売買と同様、(株)日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書の定めるところにより、清算参加者とクリアリング機構との間で行うものとします。 ・証券決済については、東証市場における取引に係る決済と同様、(株)証券保管振替機構(以下「保振機構」という。)における口座振替により行うものとします。また、資金決済についても、東証市場における取引に係る決済と同様の取扱いとします。 <p>(本項の記載内容については、クリアリング機構において決定されたものではありませんので、今後変更される可能性があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市場における取引については、クリアリング機構の現物清算資格における清算対象取引に含まれます。 ・清算資格の取得に係る要件等については、当分の間、現行制度どおりとなります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリアリング機構において、所要の制度整備が行われることを前提とします。 ・保振機構において、所要の制度整備が行われることを前提とします。 ・クリアリング機構の現行制度において、金融商品取引業者及び登録金融機関のみが清算資格の取得申請を行うことが可能とされ |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|--|--|
| (2) 清算制度 a 債務引受 b ネットティング c 決済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度どおりとなります。 ・ 東証市場における売買と同様、他の現物商品に係る取引所取引とネットティングされることとなります。 ・ DVP決済となります。 | <p>ており、日本国内に拠点を有さない外国会社は、同機構の清算資格を取得することができません。外国会社が取引参加者となる場合は、他社清算参加者に清算を委託することになります。</p> <p>・ 業務処理のスケジュール・方法については、株券の清算に係る現行制度と同様となります。</p> |
| 3 .保振機構における決済制度 | <p>(本項の記載内容については、保振機構において決定されたものではありませんので、今後変更される可能性があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株については株式等振替制度において取り扱われます。 ・ 外国株については外国株券等保管振替決済制度において取り扱われます。 | <p>・ 保振機構では、2009年1月の内国株券の電子化にあわせ、外国株の取引所取引の決済に係る口座振替及び一般振替DVP制度を利用した口座振替について、内国株式と同様とする</p> |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------|--|-------|
| 4 . その他 | ・ 清算参加者と非清算参加者との決済については、東証市場における清算参加者と非清算参加者との間の決済制度と同様とします。 | 予定です。 |

新市場における取引参加者制度について

概要

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>1. 取引参加者制度</p> <p>(1) 取引参加者 取引参加者</p> <p>新市場における有価証券の売買等の態様</p> <p>(2) 取引資格の取得 取得の申請</p> <p>取得対象者</p> <p>取得の承認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者とは、新市場において有価証券の売買等を行うための取引資格を有するものをいいます。 ・ 取引参加者は、現物清算資格を保有する場合は、自らの名において新市場の有価証券の売買等を行うこととし、現物清算資格を保有しない場合は、清算受託契約を締結し、有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとします。 ・ 取引参加者になろうとする者は、取引資格の取得申請を行うこととします。 ・ 取引資格を取得できる者は、金融商品取引業者又は取引所取引許可業者とします。 ・ 新取引所は、のうち東証の総合取引資格を有する者又はロンドン証券取引所の会員資格を有する者若しくは新取引所が定めるところによる審査により適当であると認められる者に取引資格の取得を承認します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の種類は1種類です ・ 現物清算資格とは株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいいます。 ・ 新市場設立時から新市場システム稼働までの間（以下「当初期間」といいます。）においては、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の総合取引資格を有する者のみに取引資格を付与することとします。ただし、当初期間終了後、引き続き取引資格を保有する場合は、取得の申請を行うこととします。 ・ 取引所取引許可業者とは、いわゆるリモート取引参加者のことです。 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|------------------------------|--|--|
| 取得にかかる費用 | | |
| a . 入会金 | <ul style="list-style-type: none"> 取引資格を取得する際には入会金を納入することとします。 | <ul style="list-style-type: none"> 当初期間に資格を付与された者は、入会金の納入は要しないものとします。 |
| b . 審査料 | <ul style="list-style-type: none"> 審査料は別途定めることとします。 | <ul style="list-style-type: none"> 入会金の額は別途定めることとします。 |
| 通知・公告 | <ul style="list-style-type: none"> 取得の承認を与えたときは、各取引参加者に通知し、その旨を公告します。 | |
| (3) 取引参加者の主な義務等 法令所規則等の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、法令及び新取引所の規則等を遵守しなければなりません。 | |
| 取引参加者契約の締結等 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、新取引所との間で取引参加者契約を締結するとともに、取引参加者代表者を選任しなければなりません。 | |
| 取引参加料金の納入 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は所定の取引参加料金を納入しなければなりません。 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加料金は別途設定いたしますが、当初期間は基本料を免除いたします。 |
| 信認金の預託 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、信認金を新取引所に預託しなければなりません。 | <ul style="list-style-type: none"> 信認金は現金による預託とし、その額は別途定めることとします。 |
| 届出・報告事項 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、所定の事項について、新取引所に届出・報告を行うこととします。 | |
| 受託の制限 | <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、原則として特定投資家等以外の者から売買に係る注文を受託してはならないこととします。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正金融商品取引法第 117 条の 2 第 2 項により制限を設けることとなります。 特定投資家等とは主に以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> a 適格機関投資家 b 上場会社 c 資本金 5 億円以上の株式会社 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------------|---|--|
| (4) 取引資格の喪失 | <ul style="list-style-type: none"> 取引資格を喪失しようとする取引参加者は、取引資格の喪失申請を行い、新取引所の承認を得る必要があります。 | <p>d 上記以外の法人 e 純資産額及び金融資産 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人 (d 及び e は証券会社への申出と、証券会社による承諾が必要です。)</p> |
| (5) 取引参加者の処分等 処分 | <ul style="list-style-type: none"> 新取引所は、取引参加者が法令所規則に違反した場合、当取引所の調査を拒否した場合等には処分を行えることとします。 | |
| 処置 | <ul style="list-style-type: none"> 新取引所は、取引参加者の支配関係が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められるときの変更請求に応じない場合等には処置を行うことができることとします。 | |
| 処理 | <ul style="list-style-type: none"> 新取引所は、取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しを受けた場合等には、措置を行うことができます。 | <ul style="list-style-type: none"> 処分等の内容に応じ有価証券の売買等の停止、制限又は取引資格の取消しを行います。 |

以上